

議第104号

平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第6号）

平成24年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記の議案を提出する。

平成25年3月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第104号
平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第6号)

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1琵琶湖環境費	1流域下水道費	職員費	千円 3,618
		流域下水道建設事業費	1,988,814
合 計			1,992,432